

## シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品について

## 1. 経緯

厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められたシンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品に係る食品健康影響評価（平成16年3月24日付け厚生労働省発食安第0324001号）については、第1回（平成16年4月28日開催）のかび毒・自然毒等専門調査会（座長：佐竹元吉）を経て、平成16年6月14日に開催された第2回同会合において評価結果（案）がとりまとめられ、食品安全委員会第49回会合（平成16年6月17日開催）において報告された。

食品安全委員会における審議の結果、食品健康影響評価の結果を速やかに厚生労働大臣に通知することとなり、同日付で通知するとともに、併せて同日から広く国民からの意見・情報の募集を開始した。

- ・平成16年3月24日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長に食品健康影響評価の要請（平成16年3月24日付け厚生労働省発食安第0324001号）
- 4月21日 第39回食品安全委員会において厚生労働省より意見聴取
- 4月28日 第1回かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議
- 6月14日 第2回かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議
- 6月17日 第49回食品安全委員会において審議状況報告。  
食品安全委員会において審議を行い、食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知することを決定し、同日通知。
- 6月17日～7月14日 食品健康影響評価の結果に対する御意見・情報の募集
- 8月5日 第57回食品安全委員会において、意見・情報の募集の結果を報告。

## 2. シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品についての意見・情報の募集について

平成16年6月17日から7月14日まで、シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品に係る食品健康影響評価の結果を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報の募集を行った結果、6件の意見・情報が提出された。

これらの意見等に対し、かび毒・自然毒等専門調査会回答案（別添）が作成され、食品安全委員会に報告することとなった。

## シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品について（案）

- 1．実施期間 平成16年6月17日～平成16年7月14日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 6通
- 4．主な御意見の概要及びそれに対するかび毒・自然毒等専門調査会の回答

| 意見 | 御意見・情報の概要   | 専門調査会の回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p>日本では40年前に大ブームとなったそうですが、現在まで日本での実害は報告されていません。今回の通達は、海外での実害報告と、ネットでの健康食品販売をやめさせようとする意図とは思いますが、影響が大きいです。</p> <p>食品添加物の原料にも使用されていることをご存知だと思います。一般的には食品添加物（既存添加物の原料）と考えれば問題無いと思いますが、一応確認のために保健所に問い合わせたところ即答無しです。発表するのは結構ですが、後々の影響を考え、回答を用意してから発表していただきたいと切望します。</p>   | <p>厚生労働省から意見を求められた本件に関しては、シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びコンフリーを含む食品の食品健康影響評価を行うものであって、クロロフィルなどの、コンフリーを原料とする食品添加物は今般の評価の対象となっておりません。</p> <p>コンフリーによる健康被害の原因は、それに含まれるピロリジジナルカロイド（PAs）の作用によるものと考えられています。一方、コンフリー又はPAsをどの程度摂取すると健康被害が生じるか等の情報は現時点において不十分であるとの結論がだされたところです。これらを踏まえ、厚生労働省において、食品添加物等を含め、規制の範囲又はその取扱いの判断がなされるものと考えます。</p> <p>なお、評価結果においては、コンフリーの摂取実態及びPAs含量等の関連情報の収集に努め、得られた知見に基づき適宜リスク評価を行っていくことが適切であるとしております。</p> |
| 2  | <p>シンフィツム（いわゆるコンフリー）は健康食品等以外にも食品添加物（：クロロフィル）の原料に使用されていると理解している。今回の措置については小生が見た限りではどの文書を見ても「食品」と記載されており、通常添加物を含む際に使用される「食品等」の表現となっていない。食品の自主回収等に関わる重大な問題であるため、今回の措置が食品添加物をも含むものか否かの明確な見解を示していただきたい。</p>  | <p>厚生労働省から評価を依頼されているコンフリーは、コンフリー属（<i>Symphytum spp.</i>）全般であって、特定の種類に限定するものではありません。</p> <p>コンフリーによる健康被害の原因は、それに含まれるピロリジジナルカロイド（PAs）の作用によるものと考えられており、国内外に差はないものと考えられます。一方、コンフリー（又はPAs）をどの程度摂取すると健康被害が生じるか等の情報は現時点において不十分であり、また、日本においてコンフリー及びこれを含む食品が販売され、又は消費されていることから、健康被害が生じる可能性は否定できないとの結論がだされたところです。</p> <p>いずれにしても、今後も情報収集を行うとともに、わかりやすい解説などに努めてまいります。</p>   |
| 3  | <p>幼少のころから学齢期にかけて、自宅の畑で栽培したものをよく天ぷらにして食べました。こうして食べることに親しんだ者にとっては、報道がもうひとつ情報不足です。</p> <p>写真が発表されていますが、よく普及していたものは、もっと葉の茂る種類でした。同じものかどうか解かるように、各種について発表してください。根元から大きくたくさん葉が茂るもので、あまり茎や花の印象がないものが栽培されていました。</p> <p>日本でよく普及しているのに被害報告がない理由、また、これまで体に良いとされていた成分と、今回、肝障害を起こす成分との詳細についてわかりやすく公表してください。海外産の物と国産の成分とは本当に同じですか。</p> | <p>厚生労働省から評価を依頼されているコンフリーは、コンフリー属（<i>Symphytum spp.</i>）全般であって、特定の種類に限定するものではありません。</p> <p>コンフリーによる健康被害の原因は、それに含まれるピロリジジナルカロイド（PAs）の作用によるものと考えられており、国内外に差はないものと考えられます。一方、コンフリー（又はPAs）をどの程度摂取すると健康被害が生じるか等の情報は現時点において不十分であり、また、日本においてコンフリー及びこれを含む食品が販売され、又は消費されていることから、健康被害が生じる可能性は否定できないとの結論がだされたところです。</p> <p>いずれにしても、今後も情報収集を行うとともに、わかりやすい解説などに努めてまいります。</p>   |

| 意見 | 御意見・情報の概要   | 専門調査会の回答  |
|----|---|---|
| 4  | <p>コンフリーはアメリカの安全な化粧品会社として知られる某社の化粧品の中にも一部使われています。私たちは安全と思い込み、この化粧品を使用していましたが、おしろい化粧品なので、粉末で体内に入ってしまうのではないかと不安があります。万が一、毒性のあるものなのであれば、ただちに認可せずに厳しく取り締まっていただきたく。</p> <p>また、コンフリーの毒性判断を動物実験で行うのだけはやめてください。代替で結果を出していただきたいのです。食品の中にも使われているコンフリーですが、もう一度と動物で化粧品の毒性を判断して欲しくありません。</p>         | <p>化粧品は、食品安全委員会が行う評価の対象ではありません。また、厚生労働省から意見を求められた本件に係る食品健康影響評価及びそれについての意見・情報の募集の対象外であります。</p>   |
| 5  | <p>今回は1日10g程度を食用にして副作用があったとの事ですが、実際に服用した経験では次のことが言えるように思います。</p> <p>1日6mg程度なら安全で且つ有効である。</p> <p>強いて言うと、根の方に有毒成分があるようである。従って、葉の方が安全で、効果も十分に有効である。</p> <p>収穫してから3年経つと、より安全になる様である。</p> <p>国産品の方が安全と聞きます。</p> <p>従って、大量の食用は危険であるとしても、根を食べたかどうか、また、1日少量の摂取なら問題ないと思われるので、少量服用実験も必要と思います。</p> | <p>今回の評価では、コンフリーによる健康被害が生じる可能性は否定できないとの結論がだされましたが、コンフリーをどの程度摂取すると健康被害が生じるか等の科学的情報は現時点において不十分と判断されました。</p> <p>なお、評価結果においては、コンフリーの摂取実態及びピロリジジナルカロイド含量等の関連情報の収集に努め、得られた知見に基づき適宜リスク評価を行っていくことが適切であるとしております。</p> |

| 意見 | 御意見・情報の概要  | 専門調査会の回答   |
|----|--|--|
| 6  | <p>紹介されているデータについて、詳細に調べ直して欲しいことがあります。5.食品健康影響評価について(1)コンフリーの健康被害報告の中の、ニュージーランドで肝不全を起こして死亡した男性はどこの土地で何年目に生えてきたコンフリーのどの部分(根なのか葉なのか)をどのくらいずつ摂取したのか。(2)の中のHuxtableの調査対象となったコンフリーも土地に根付いて何年目のものだったのか。また、ワシントンで市販されていたものにしてもその点が不明です。</p> <p>また、これだけ問題にされるコンフリーがそれでは何故コーカサス地方などで伝統的に食されてきていて、他の地方にも紹介されるほどの好結果が現れていたのでしょうか？それは解明されたのでしょうか？コンフリーは、新しい土地に生えただけの1年目のものは食すべきではないことを聞いております。少なくとも3年を経過したもの、その根の部分避けて、他の食品に少量を混ぜて続けて食していく方法が良い、と伺っております。コーカサスを中心とした地域で素晴らしい結果が得られ続けてきたのは、毒成分に対する知識が長年の経験によって生かされていたからなのではないでしょうか。とすれば、安全性を確認できる管理体制を整えば、コンフリー含有食品等の製造～供給を日本でも十分に許可できることになるのではないのでしょうか。</p> <p>今回のコンフリーの評価に関する食品安全委員会の検討の仕方に一方的な見方が目立ち、情報の偏りがあることと、厚生労働省の措置(日本でのこれを含む食品等の製造・販売・輸入等の自粛、というより全面的禁止の方向で動いていること)があまりにも性急、短絡的で、本当の意味の慎重さに欠けた判断ではないかと、疑問を感じております。</p> <p>コンフリーに限らず、大量では致命的の害を与えるが、ごく少量であればむしろ良い結果をもたらすものは山ほどあります。医薬品はまさにその考えに基づいて造られて、服用量を決めて施されているのではないですか。医薬品の肝障害は許されて、食品のコンフリーだけが許されないのは、いったい何なのでしょう。大麻だって麻薬取締法によって管理され栽培されています。百害あって一利なしと言われ、肺ガン患者をつくり上げるタバコですら、自粛の勧告もされず、宣伝をしてまで売られています。</p> | <p>M-L Yeong らによれば、ニュージーランドの男性は、症状を示す1～2週間前に蒸したコンフリーの若い葉を食し、その量は1～2週間にわたって毎日4～5枚であったと報告しています。</p> <p>Huxtable の調査では葉及び根について、J-M Betz らのワシントンで販売されていた健康食品の調査ではコンフリーの葉を使用した7製品、根を使用した4製品について調査しておりますが、いずれも何年目のコンフリーであったかについては報告されていません。</p> <p>コンフリーが原因と考えられる健康被害が海外において多数報告され(死亡例を含む)コンフリーによる健康被害の原因は、それに含まれるピロリジジナルカロイド(PAs)の作用によるものと考えられていますが、コンフリー又はPAsをどの程度摂取すると健康被害が生じるか等の情報は現時点において不十分であるとされたところです。</p> <p>一方、流通量及び消費量は把握されていませんが、日本国内におけるコンフリーを使用した健康食品の販売の情報や、栽培又は自生しているコンフリーの摂食についての情報があり、このことによるリスクが否定できないとの判断がなされました。</p> <p>以上を踏まえ、国民の健康保護が最も重要との基本的認識のもと、広く国民一般に対し、コンフリーを摂食することによるリスクについて注意喚起するなどの適切な管理が講じられるべきとの結論が出されたところです。</p> <p>これらの評価結果に基づき、厚生労働省においてリスク管理措置を講じる判断がなされたものとなります。</p> <p>なお、評価結果においては、コンフリーの摂取実態及びPAs含量等の関連情報の収集に努め、得られた知見に基づき適宜リスク評価を行っていくことが適切であるとしております。</p> |

コンフリーは大量に消費されているものでもありません。これの使用が禁止されたとしても困る人はわずかでしょう。しかし、一般の野菜では摂ることのできないビタミンB12 その他多くのミネラル等を自然の形で摂ることができることで助かっている方も確実にいます。タバコのようなものが許されたまま、健康への寄与が認められているコンフリーが毒性ばかり強調されて簡単に排除されるようなことになるとしたら、厚生労働省の、国民の健康に対する考え方について、私なりに多くの人に向けて問題提起するしかないと考えております。

画一的に問題を処理する傾向にある（国際基準化ばかりが唱えられ、米国の後追いをしているような）厚生労働省の問題点を以前から感じておりましたが、今回もその感が否めません。欧米の右倣えを脱却して日本独自の東洋的な観点を合わせながら検証し、今回の問題などに当たって欲しいと願っております。



府食第667号  
平成16年6月17日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第0324001号におけるシンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品に係る食品健康影響評価の結果の通知について

厚生労働省発食安第0324001号（平成16年3月24日付け）をもって貴省より当委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりです。なお、かび毒・自然毒等専門調査会における審議概要及び評価結果をまとめたものを添付します。

## 記

1. シンフィツム（いわゆるコンフリー）が原因と考えられるヒトの肝静脈閉塞性疾患等の健康被害例が海外において多数報告されており、特に幼児については、より感受性が高いとの報告がある。しかしながら、コンフリーそのものの各種毒性試験が十分に実施されていないなど、コンフリーを食することによるリスクの程度について定量的に評価するための情報は現時点において不十分である。ただし、豪州・ニュージーランドにおいてはコンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドについて暫定的耐容摂取量（1  $\mu\text{g}/\text{kgbw.}/\text{day}$ ）が設定されている。
2. 日本においてコンフリーを使用した健康食品等がインターネットを使って販売されていることが確認されており、これらの健康食品等を摂取することによって健康被害が生じるおそれがあると考えられる。
3. また、日本においてコンフリーが家庭菜園等で栽培されているとの情報もあり、栽培又は自生しているコンフリーを摂食することによる健康被害が生じる可能性も否定できないことから、広く国民一般に対し、コンフリーを摂取することのリスクについて注意喚起するなどの適切なリスク管理措置を講じるべきであると考えられる。
4. さらに、コンフリー以外のピロリジジナルカロイドを含む食品については、日本において一般的に大量又は長期的に摂取する実態はないものと考えられ、これらの食品を摂取することによるリスクはコンフリーに比べて低いと推測されるが、引き続き摂取実態及びピロリジジナルカロイド含量等の関連情報の収集に努め、それらによって得られた知見に基づき適宜食品健康影響評価を行っていくことが適切である。

食安発第0618002号

平成16年6月18日

各 

|        |
|--------|
| 都道府県   |
| 保健所設置市 |
| 特別区    |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

## シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品の取扱いについて

シンフィツム（いわゆるコンフリー、以下「コンフリー」という。）及びこれを含む食品に関しては、平成16年3月24日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価について食品安全委員会委員長に対し意見を求めていたところ、今般、緊急を要するとの食品安全委員会での議論から、国民からの意見募集に先立ち、別添のとおり食品健康影響評価の通知があったところである。これを受けて、コンフリー及びこれを含む食品については、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして販売等を禁止することとしたので、御了知願いたい。

なお、コンフリー及びこれを含む食品に対する、食品衛生法第54条の適用にあたっては、営業者が自主的に廃棄、回収等の措置を適切に講じている場合には、これを考慮いただくようお願いする。

また、食品安全委員会では、別添通知の別添審議結果に対して広く国民からの意見・情報を募っているので、申し添える。

なお、コンフリー等の取扱いについては、平成16年6月14日付け食安基発第0614001号、食安監発第0614001号「シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品の取扱いについて」にて通知したところであるが、改めて営業者に十分な周知を図られたい。